

## 田川市空き店舗活用補助金利子補給金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田川市空き店舗活用補助金交付要綱（令和4年告示第79号）第7条の規定に基づき、予算の範囲内において利子補給金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象融資)

第2条 利子補給金の対象となる融資は、田川信用金庫が実行した空き店舗の改修等に係る融資（以下「対象融資」という。）とする。

(対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者は、対象融資の借受人であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 令和4年度以降に田川市空き店舗活用補助金のうち改修費補助金又は初期費用補助金の交付を受けていること。
- (2) 対象融資の契約に基づき延滞（一時的に発生したもの及び既に解消されているものを除く。）をすることなく元金及び利子の支払を行っていること。

(交付額及び交付対象期間)

第4条 利子補給金の交付額は、対象融資に係る利子支払額（償還の遅延に係る利子支払額を除く。）に10分の10を乗じて得た額とし、10万円を限度額とする。なお、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 利子補給金の交付対象期間は、第1回目の利子を償還した日から1年間を限度とする。ただし、償還期間が1年未満のものについては、当該償還が完了した日までとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付対象期間終了後90日以内又は交付対象期間の終了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに田川市空き店舗活用補助金利子補給金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 約定利子支払額証明書（様式第2号）
- (2) 対象融資の償還表の写し及び毎月の返済額とその内訳が分かるもの
- (3) 市町村民税の滞納がないことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、交付の可否を決定し、田川市空き店舗活用補助金利子補給金交付・不交付決定(確定)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により利子補給金の交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、利子補給金の交付を受けようとするときは、田川市空き店舗活用補助金利子補給金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、利子補給金の交付の決定を取消し、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

(報告)

第9条 市長は、必要と認めるときは、田川信用金庫及び交付決定者に対し、当該利子補給金の交付に係る書類の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月22日から施行する。